

表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りです。

- ②第15項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大いとき。
- ④当社がお客様に対し、第7項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。
- ⑥当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払戻します(取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます)。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。
- ⑦開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ⑧お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)(2)の取消料を支払うことなく当該不可能となつた旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、違約料等を差し引いた金額を払戻します。

17. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ②お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。
- ④お客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、お客様は旅行開始日の前日から起算しての月曜より23日(第16項(1)の*注1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ⑥本条を目的とする旅行における降雪量の不足のように当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、或はそのおそれ極めて大いとき。
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大いとき。
- ⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出たとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取扱いにられるときは、第16項(1)(2)に定める取消料が必要となります。
- ⑨お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。

- 2)お客様が第8項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第16項(1)に定める取消料に相当する旅行代金をお支払いいただきます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ①お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者による暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。
- ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出た旅行の継続が不可能になったとき。
- ⑤お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かっての消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他のお客様目下既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

19. 旅行代金の払戻し

- 当社は、第15項の規定により旅行代金が減額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除から払戻しあつたは解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しあつたは契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第18項(1)において旅行契約が解除されたときは、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様負担とします。

20. 契約解除後の復路手配

当社は、第18項(1)の①又は③の規定によつて旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻するために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

21. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先において現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

23. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときは、限りません。
- (2)例えば、お客様が欠けられるような事由により損害を被られたとき、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災
- ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程

の変更もしくは旅行の中止

- ④日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- ⑨その他、当社または手配代行者の関与し得ない事由
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、契約の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く。)として賠償します。

24. 特別補償

- (1)当社は、第23項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は一つについての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービス提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われないう旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中とはいたしません」。
- (2)当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行参加の一部として取り扱います。
- (4)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のも、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライダイン、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハンギングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額を変更補償金、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア 旅行代金に支障をもつる悪天候を含む天災地変 イ 戦乱 ウ 暴動
- エ 官公署の命令 オ 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にこらない運送サービスの提供 キ 旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置
- ②第16項から第18項前段の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金(は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもつて限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。 変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、第9項の基準旅行代金となります)
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第23項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならない場合、この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品、サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率(%)
旅行開始前	旅行開始後	
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更		1.5 3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。①その他の旅行の目的地的変更		1.0 2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回した場合に限ります。)		1.0 2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		1.0 2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地となる空港又は旅行終了地となる空港の異なる便への変更		1.0 2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更		1.0 2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関等の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		1.0 2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		1.0 2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更		2.5 5.0

- 注1: 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をい、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2: 確定書面が交付された場合には契約書面とあとのを「確定書面」と読み替えたてこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容・確定書面の記載内容の間の又は確定書面の記載内容を実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。
- 注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。
- 注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を行う場合には適用しません。
- 注5: 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱います。
- 注6: 第9号に掲げる変更については、第1号から第9号までを適用せず、第9号によります。
- 注7: 現地旅行先等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

26. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様が損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社が提供する情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容及び理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

27. お客様の義務

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができません。この場合、当社所定の用紙に特定の事項を記入しう手数料(お一人様につき11,000円)とともに当社に対して提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途再発行に關する費用を請求する場合があります)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様が当該旅行契約に關する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
28. お客様が出発までに実施する事項
- (1)旅行・査証について(日本国以外の方々は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせ下さい。)
- ①旅行(ビザポート):旅行参加には、パンフレット記載の残有効期間を満たす旅券が必要とす。
- ②査証(ビザ):旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要とす。現在お持ちの旅行が今回の旅行に有効かどうか確認。ならびに旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等お客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社からは、所定の料金を申し受けて、別途査証(渡航手続代行契約)として渡航手続は、一定代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてご自身の責任を負いませう。
- (2)保健衛生について
- 渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- (3)海外危険情報について
- 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に關する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

29. 個人情報取扱

- (1)ア、当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、及び本邦官公署の提供する海外安全情報システム(旅行先安全情報等の提供や緊急時においてお客様の安全確認等の連絡のためのシステム)に お客様を登録するため②旅行に關して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に關する諸手続きのため、④お客様の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任に關して事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑥当社及び当社に提供する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に關する情報の提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想の提供のため、⑧アンケートの提供のため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のために利用させていただきます。

イ、当社は、取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社に提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

- (2)上記(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を含む「宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官等(いずれも本邦及び外国を含む)」に書類又は電子データにより、提供することがあります。個人情報を提供する第三者が外国にある場合は当該提供先における個人情報の保護に關する情報については、当社ホームページ「外国にある第三者の個人情報の保護に關する情報等について」(https://www.rnta.co.jp/global/3rdparty_policy.htm)をご確認ください。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号及び決済情報を電子的方法でご提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口に提出の10日前までお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までお申し出下さい。)
- (3)お客様及び当社グループ各社はお客様にご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報とは、お客様が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取扱に關する方針等の詳細、当社グループ各社の名称については当社の店頭又はホームページ(<https://www.rnta.co.jp/tohoku/>)のプライバシーポリシーでご確認ください。

- (4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正の販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。

- (6)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に關するサービスについては、適切に提供できないことがあります。
- 個人情報保護管理者(お客様相談室)
- 問い合わせ先窓口:本社お客様相談室 営業時間:平日 09:45～17:45
- 電話:022-266-0071 FAX:022-264-3525、eメール: sodan.tohoku@rnta.co.jp

30. パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取扱いについて

- (1)お申し込み・パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーのお申し込みと同時にさせていただきます。お願、申し上げます。
- (2)本項(1)の国内航空券の手配に關する契約は当社が承諾したときに成立します。国内航空線の区間について当社が承諾した後は、当該コースの旅行行程部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象となります。
- (3)お取消し:お客様が申し込まれたパンフレット記載の特別料金で国内航空券について予約・確保ができず、お客様が該当コースをお取消しする場合は、該当コースに關する所定の取消料をお支払いいただきます。

31. その他

- (1)海外旅行保険/病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。
- (2)お買入物案内/お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがありますが、お客様に自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんのでトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートでの受け取りなど必ず行なってください。免税拡大しある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続は、土産店・空港で手続を完了を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントン品約又は諸法令により外国からの持ち出し及び日本へ持ち込みに禁止されている品物がござりますので、ご購入には十分に注意ください。
- (3)マイレージサービス/航空会社のマイレージサービスに關するお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった便行けが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第23項(1)ならびに第25項(1)の責任を負いません。(注:第23項の責任及び免責事項 第25項 旅程保証)
- (4)事故等の申し出
- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できなな事情がある場合は、その事情がなかり次第ご通知ください。)
- (5)当社が募集型企画旅行契約より旅程管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港(国内線)の特別料金設定のあるコースで当社が承諾した国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港を発航(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (6)当社が受けかねる場合も旅行の再実施はいたしません。

32. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定められた事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ: <https://www.rnta.co.jp/tohoku/> からご覧いただけます。

33. 旅行条件の基準

この旅行条件は2023年5月1日を基準としています。